

第2回たつの市新宮地域小中一貫校開校準備委員会小学校区部会（西栗栖小学校）
一次第一

日時 令和6年2月29日（木）
午後7時から
場所 西栗栖コミュニティセンター

1 開 会

2 報 告

第2回開校準備委員会の開催結果について【資料1】

3 議 事

スクールバスの運行ルート（案）について【資料2】

4 そ の 他

5 閉 会

第2回開校準備委員会の開催結果について

1 新宮地域小中一貫校の校名の選定方法について

- ◆ 学校名は、公募により選定する。
- ◆ 公募する対象は、新宮町に在住・在学する者とする。
- ◆ 公募の期間は、1か月半とし、区切りのよい日を期日とする。
- ◆ 公募に係る周知の方法としては、次の方法を案とする。
 - ① 新宮町全戸に案内文書及び応募用紙を配布する。
 - ② 連合自治会新宮支部の地区役員が集まる会議で校名募集する旨を事務局が説明し、各地区の役員が単位自治会長に伝え、単位自治会長は自治会内で周知する。
 - ③ 学校に案内文書及び応募用紙を配布する。
 - ④ スクリレで保護者に周知する。
- ◆ 紙媒体で応募できる場所は、新宮総合支所、教育委員会、学校で応募できることとする。
- ◆ 学校名の選定方法については、次回委員会で協議する。

※ 募集概要については、別紙1のとおり

新宮地域小中一貫校の校名募集について

令和10年4月に開校予定の新宮地域小中一貫校の学校名を募集します。

小中一貫校の学校名（例）

通称	小学校の名称	中学校の名称
三条嵐南学園（新潟県三条市）	嵐南小学校	第一中学校
中之島小中一貫校（大阪市）	中之島小学校	中之島中学校
緑風学園（沖縄県名護市）	久志小学校	久志中学校
むくのき学園（大阪市）	啓発小学校	中島中学校

※ 通称とは、小中一貫校であることを示す名称です。

募集内容等

募 集 内 容	新宮地域小中一貫校の学校名の通称、小学校の名称、中学校の名称をそれぞれ募集します。（一人一点まで）
募 集 時 期	令和6年5月上旬から
募 集 期 間	1 か月半程度
応募できる方	新宮町に在住・在学（小学校、中学校）の方

〇〇、△△、□□の部分
募集します。

「〇〇学園 △△小学校 □□中学校」
「〇〇小中一貫校 △△小学校 □□中学校」

応募方法

次のいずれかの方法により応募してください。

① 持参

- ・ たつの市教育委員会事務局 小中一貫教育推進課（市役所新館3階）
- ・ たつの市新宮総合支所地域振興課
- ・ 新宮町内のコミュニティセンター
- ・ 新宮中学校区内の小・中学校

② FAX

③ オンライン

QRコードを読み取って回答

④ 電子メール

※ 応募に関する詳細については、後日、自治会配布等によりお知らせします。

(担当)

たつの市教育委員会事務局小中一貫教育推進課

電話：0791-64-3020

mail:shochuikkan@city.tatsuno.lg.jp

2 新宮地域小中一貫校の校舎設計に関するワークショップについて

(1) 新宮中学校区の教職員及び教育委員会指導主事

日 時：令和6年2月26日（月） 午後3時から

場 所：新宮総合支所

構 成：6人グループを6班

（新宮中学校区の小中学校から教員2名、養護教諭1名、事務職員1名が出席。
各班に指導主事が1名ずつ参加。）

テーマ：子どもたちが主体的に学びやすい環境について
教職員が働きやすい環境について

(2) 新宮中学校区の小学校4年生（開校時に中学校3年生）

日 時：令和6年2月28日（水） 午前9時30分から

※ 令和6年3月6日（水）に延期

場 所：新宮小学校体育館

テーマ：今、通っている学校でのお気に入り（場所など）

こんな学校は嫌だなと思うこと

新しい学校にあつたらいいなと思うこと

西栗栖 1クラス（5名） 東栗栖 1クラス（6名）

香島 1クラス（15名） 新宮 1クラス（31名）

越部 1クラス（15名）

※ 小小連携の一環として実施

(3) 開校準備委員会及び小学校区部会委員

日 時：令和6年3月14日（木） 午後7時から

場 所：新宮総合支所

構 成：参加人数により7班程度を構成

テーマ：地域にとっての学校とはどんな場所か

新しい学校でやってみたい地域活動・地域連携

スクールバスについて

1 スクールバスの運行内容

(1) 運行日

小学校の登校日に運行する。

(2) 運行時間

登校時は1便、下校時は小学校の下校時刻に合わせて2便運行する。

(3) 停車場

小学生が乗降車する場所として各小学校区部会の協議が整った箇所

2 中学生の通学手段

以下の通学手段から選択する。

① 姫新線で通学する。

② スクールバスで通学する。

スクールバスの運行ルート（案）について

1 スクールバスの運行

- (1) 小中一貫校の開校に伴い、学校までの通学距離が長くなる児童
- (2) 小中一貫校から自治会集会所までの実距離が、おおむね3kmを超える地区の児童

2 スクールバスの運行方針

- ・ 各小学校区別に通学バスを運行する。
- ・ 一般車両とのすれ違いができる道路を通行する。
- ・ 停車場は、スクールバスの進行方向の左側に停車できる場所又はスクールバスが転回できる場所とする。

3 停車場の例

- ・ 自治会集会所
- ・ 路線バスの停車場（待避所がある箇所）
- ・ 道路路側帯（路側帯の幅が広く、見通しの良い位置であること。）

4 運行ルート案